

随意契約理由書

件名	市立豊中病院 3 北病棟他改修工事監理委託
契約の相手方	株式会社伊藤喜三郎建築研究所 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>本工事は、市立豊中病院内の救急エリアなどの移転・拡張を行うもので、病院運営を継続しながら改修を行う特殊な工事であり、当該工事にかかるリスク回避と安全性について、実施設計業務を行う中で検討確認し、工事期間の設定や工事工法の決定を行ったことから、決められた期間で安全に施工するための正確な設計意図を伝達する必要があります。</p> <p>また、同時に行われる分離発注工事の設計内容にも十分精通した上でその調整作業を行い、施工者に対して正確な設計意図を伝達指示する監理能力を必要とします。</p> <p>このことから、当該工事の実実施設計業務を行った株式会社伊藤喜三郎建築研究所と、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	